

道路運送車両法関係手数料規則及び自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部を改正する省令案及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示案に関する意見募集について

意見数	意見内容	国土交通省の考え方
1	特定改造等の許可を受けようとする者が、他国において、両協定規則に基づく型式の認可証等を取得している場合であっても、他国における認可証等は当該他国における申請者の能力を示すものに過ぎず、我が国における特定改造に係り同等の能力を有しているかを確認することはできないのではないか。（例えば、当該他国と我が国で子会社等の構成が異なり、業務管理に係る体制が異なる場合や、特定改造等に係る電気通信設備等が異なる場合等）	特定改造等許可制度における能力基準は両協定規則に準じて定めておりますので、他国において両協定規則に基づき型式の認可を取得している場合には、我が国の能力基準は満たしており、必要な能力を有していると言えると考えております。